

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 行政経営課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 告 示

- 告示第31号 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの宇治市市税に関する申告期限の延長……………(市民税課) …2
- 告示第33号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) …2
- 告示第34号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) …2

### 公 告

- 公告第8号 篤志者等の表彰……………(秘書広報課) …2

### 消 防 本 部

- 訓令甲第1号 宇治市消防通信規程の一部を改正する規程……………2

### 選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第2号 選挙管理委員会の招集……………3
- 告示第3号 直接請求に必要な選挙人の数……………3
- 告示第4号 投票区の区域の変更……………3

### 監 査 委 員

- 公表第4号 定期監査の結果の報告……………3

**告 示**

**宇治市告示第31号**

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの宇治市市税に関する申告期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、地方税法（昭和25年法律第226号）又は宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）による令和2年度分市民税・府民税に係る申告書の提出に関する期限を、令和2年4月16日に延長します。

令和2年3月4日

宇治市長 山本 正  
(揭示済)

**宇治市告示第33号**

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年3月13日から14日間

令和2年3月13日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
一里山桐生谷線	広野町一里山59番地の3	前	6.3	5.9	
	広野町一里山59番地の3				
	広野町一里山59番地の3	後	7.3	5.9	
	広野町一里山59番地の3				
伊勢田町95号線	伊勢田町毛語99番地の1	前	2.4	24.6	
	伊勢田町毛語99番地の1				
	伊勢田町毛語99番地の1	後	3.1	24.6	
	伊勢田町毛語99番地の1				
伊勢田町96号線	伊勢田町毛語94番地の1	前	2.0	17.7	
	伊勢田町毛語94番地の1				
	伊勢田町毛語94番地の1	後	1.5	13.0	
	伊勢田町毛語94番地の1				
広野町153号線	広野町一里山59番地の3	前	4.1	2.3	
	広野町一里山59番地の3				
	広野町一里山59番地の3	後	4.1	2.3	

**宇治市告示第34号**

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年3月13日から14日間

令和2年3月13日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一里山桐生谷線	広野町一里山59番地の3 広野町一里山59番地の3	令和2年3月13日

伊勢田町95号線	伊勢田町毛語99番地の1 伊勢田町毛語99番地の1	令和2年3月13日
----------	------------------------------	-----------

**公 告**

**宇治市公告第8号**

篤志者等の表彰について

宇治市表彰条例（昭和26年宇治市条例第53号）第3条の規定により、令和2年3月1日（市制記念日）に篤志者及び永年勤続職員として表彰を受けた者の氏名及びその功績を次のとおり公告します。

令和2年3月13日

宇治市長 山本 正

1 篤志者

氏 名	功 績
林 猛 雄	学校教育促進の資金として多額の金員を寄附された。

2 永年勤続職員

上 田 真 也	20年にわたり宇治市職員として、誠実勤勉にその職務に精励された。
白 井 薫	〃
大 屋 有 里	〃
岡 部 均	〃
加 島 由 紀	〃
川 崎 吉 隆	〃
小 山 貴 弘	〃
澤 見 英 和	〃
鹿 野 孝 彦	〃
高 橋 紀 子	〃
口 平 康 晴	〃
豊 山 康 史	〃
中 井 基 浩	〃
竝 川 好 弘	〃
西 川 聡	〃
野 口 里 佳	〃
畑 智 和	〃
馬 場 隆	〃
堀 江 信 光	〃
前 田 紘 子	〃
宮 川 猛	〃
宮 本 義 典	〃
森 本 篤 史	〃
矢 部 昌 宏	〃
山 内 雅 彦	〃
山 田 泉	〃
山 元 一 平	〃

**消 防 本 部**

**宇治市消防本部訓令甲第1号**

宇治市消防通信規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年2月27日

宇治市消防長 伊庭 邦夫

宇治市消防通信規程の一部を改正する規程

宇治市消防通信規程（昭和62年宇治市消防本部訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

10 Net119緊急通報システム用通信機器 聴覚障害者等が携帯通信端末等のインターネット機能を利用して行う災害の通報（電子メールを利用して行うものを除く。）を指揮指令課において受信し、その詳細を確認するための通信機器をいう。

第5条第1号中「及び」を「、Net119緊急通報システム用通信機器及び」に改める。

第18条中第5号を第6号とし、同条第4号中「申請証」を「申請書」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 無線業務日誌

別表第1中

電子メール用通信機器	指令室
------------	-----

に改める。

電子メール用通信機器	指令室
Net119緊急通報システム用通信機器	指令室

附 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

(掲示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第2号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和2年3月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

日 時 令和2年3月2日（月） 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

議 題 選挙人名簿の定時登録について 他

日 時 令和2年4月9日（木） 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

日 時 令和2年5月14日（木） 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

(掲示済)

宇治市選挙管理委員会告示第3号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和2年3月2日現在の選挙人名簿における選

挙人の数を次のとおり定めます。

令和2年3月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,096 人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

51,589 人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,795 人

(掲示済)

宇治市選挙管理委員会告示第4号

投票区の区域の変更について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により設けた投票区の区域について、次のとおり変更します。

令和2年3月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

第7投票区の区域「門口、北内及び大幡の全域並びに郡、幡貫、菌場、月夜、大町、一町田、五才田、外及び島前の一部地域」

第38投票区の区域「吹前、中川原及び石橋の全域並びに十一、大町、島前、一町田、五才田、月夜、幡貫及び郡の一部地域」

(掲示済)

監査委員

宇治市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和2年3月4日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

令和元年度教育委員会の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

令和元年12月2日から令和2年1月20日まで

第4 監査の概要

この監査は、教育部学校管理課、生涯学習課、公民館、生涯学習センターにおける事務事業のうち、主として平成31年4月1日から令和元年10月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

総合野外活動センター使用料収入状況(生涯学習課)

中学校施設使用料収入状況(生涯学習課)

生涯学習センター使用料収入状況(生涯学習センター)

報償費支出状況(公民館、生涯学習センター)

委託料支出状況(学校管理課、生涯学習課、公民館、生涯学習センター)

工事請負費支出状況(学校管理課、生涯学習課、公民館)

補助金支出状況(生涯学習課)

備品管理状況(学校管理課、生涯学習課、公民館、生涯学習センター)

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検し、また、事務処理マニュアルを作成し、不断の見直しに努めるなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められている。

今後は、監督者の主導の下、適宜職場会議を開催するなどして、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、それぞれの業務に創意工夫と改善を図る職場風土の醸成に努め、市民の信頼に応えるよう要望する。

#### 記

#### 1 学校管理課

- (1) 委託料支出状況について  
特になし。
- (2) 工事請負費支出状況について  
特になし。
- (3) 備品管理状況について  
特になし。

#### 2 生涯学習課

- (1) 総合野外活動センター使用料収入状況について  
特になし。  
なお、平成28年度の前回定期監査等において、使用料の減免処分等に課題があると指摘した点については、改善が図られていた。
- (2) 中学校施設使用料収入状況について  
前回定期監査等において、使用料の徴収に関し複数の不備が見受けられたと指摘した点については、今回も同様の不備が見受けられた。早急に改善されるよう強く求める。
- (3) 委託料支出状況について  
特になし。  
なお、前回定期監査等において、規則に基づく処理が行われていないものが見受けられたと指摘した点については、改善が図られていた。

- (4) 工事請負費支出状況について  
特になし。
- (5) 補助金支出状況について  
特になし。
- (6) 備品管理状況について  
特になし。

#### 3 公民館

- (1) 報償費支出状況について  
特になし。
- (2) 委託料支出状況について  
特になし。
- (3) 工事請負費支出状況について  
特になし。
- (4) 備品管理状況について  
特になし。

#### 4 生涯学習センター

- (1) 生涯学習センター使用料収入状況について  
特になし。  
なお、前回定期監査において、使用料加算の算定根拠について一部に疑義が見受けられたと指摘した点については、改善が図られていた。
- (2) 報償費支出状況について  
特になし。
- (3) 委託料支出状況について  
特になし。
- (4) 備品管理状況について  
特になし。

(揭示済)